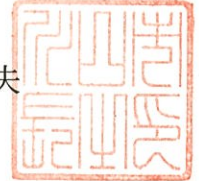


川危管発第4号
令和6年5月23日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 奥富 精一 様
同 福田 洋子 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和6年2月1日執行の危機管理部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（危機管理課）

危機管理課の報酬において、日額報酬の支給が、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則って行われていないものが散見されたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

指摘を受け、速やかに課内の情報共有を図り、令和6年4月18日開催の「令和6年度 第1回川口市防災会議」における支出事務において、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例に則り、令和6年5月10日に支給いたしました。

今後とも適正に事務を執行して参ります。

